

入札説明書

令和元年6月12日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事

2 入札に付する事項

- (1) 品名 交通事故処理車
- (2) 数量 2台
- (3) 規格等 仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和2年3月19日（木）
- (5) 納入場所 青森市内の発注者が指定する場所

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（N01自動車）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2(1)に掲げる物品と同一の種類の物品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。)を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書(第5号様式)により通知する。

ア 提出期限 令和元年6月20日(木) 17時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ

ウ 提出部数 1部

4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所 3の(2)のイに定める場所と同じ。

(2) 契約条項等を示す期間 令和元年6月12日(水)から同年7月4日(木)まで

5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限 令和元年6月19日(水) 17時00分

(2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所と同じ。

6 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札及び開札に関する事項

(1) 日時 令和元年7月5日(金) 13時30分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎南棟1階 会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状(参考様式1参照。既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。)

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書(第6条(B)を除く。)を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL(アドレス)から入手できる。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/buppin-bunsyo.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

- (ア) 入札年月日
- (イ) あて名は、「青森県知事」とする。
- (ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）
- (エ) 入札金額
- (オ) 品名
- (カ) 数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約に関する事項

(1) 契約書（案）

別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上に

わたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

9 問合せ先

青森県青森市長島一丁目1番1号 青森県庁舎南棟1階

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担当 主査 高村 佳絵

電話 017-734-9105

仕様書最終確認



交通事故処理車仕様書

青 森 県

交通事故処理車

第1 仕様総説

- 1 この車両は、交通事故処理等に使用するものであって、この仕様書に示す諸装置を備え、構造堅牢で性能良好なものとし、かつ「道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)」を満足するものであること。
- 2 受注者は、この仕様書に基づき別紙第1に示す提出図面のほか、諸元表、制作工程表各1部を発注者に提出し、承認を受けること。

第2 車台及び車体

ベースとなる車両は、乗車定員6人以上、4WD、ABS付、AT車、5ドア、後部室の荷室長3,000mm以上、2,000cc級以上のルートバン型の寒冷地仕様のものであること。

ただし、後部室スライドドアの窓は開閉可能なものであること。

第3 装備

当該車両には、次のものを装備すること。

- 1 リヤウインドウデフォグガー
- 2 リヤワイパー
- 3 ラジオ (AM/FM)
- 4 デジタル時計
- 5 電源ソケット
- 6 サンバイザー (運転席、助手席)
- 7 サイドバイザー (運転席、助手席)
- 8 前席エアコン
- 9 リヤヒーター
- 10 パワーウインドー (運転席ドア、助手席ドア)
- 11 パワーステアリング
- 12 フロントアンダーミラー
- 13 バックビューモニター
- 14 運転席ドアポケット (A4サイズ)
- 15 運転席集中ドアロック
- 16 エアバック (運転席、助手席)
- 17 後部室内ガラススモークフィルム貼り
- 18 バックブザー
- 19 ステップ付リヤバンパー

第4 指定装置

1 LED標識装置

- (1) 前後両面に表示可能なLED標識装置をルーフ後部に取り付けること。
- (2) 標識装置は、以下の機能、性能等を有するものであること。

ア 一文字の大きさ

320mm×320mm以上

イ 表示色

赤色（一色）

ウ 表示方法、内容

別紙第2のとおり

エ その他

日中、夜間において視認性が良好であり、左右各30°以内において、表示内容が色むらなく識別可能であること。

- (3) 標識装置が作動中であることを示す赤色パイロットランプを運転席のインストルメントパネル部に取り付けること。
- (4) 標識装置操作ボックスは、後部室前方の発注者の承認を受けた部位に取り付けること。

2 散光式警光灯

- (1) 散光式警光灯を標識装置の上部に取り付けること。
- (2) 警光灯の規格は、関係法規に適合する棒形4灯式のもので、発注者の承認を受けたものであること。
- (3) 警光灯のスイッチは、アンプ式サイレンのアンプに組み込むほか、標識装置操作ボックスにも組み込むこと。
- (4) 警光灯の状態を示すパイロットランプを警光灯が点灯中は点灯、警光灯が点滅中は点滅するように設定し、運転席から確認できるように取り付けること。
- (5) 警光灯は、標識装置と連動して作動すること。

3 補助警光灯

警光灯と連動して作動するLED式補助警光灯2個を発注者の承認を受けた部位に取り付けること。

4 アンプ式サイレン

- (1) アンプ式サイレンのアンプをセンターコンソール等の発注者の承認を受けた部位に取り付けること。
- (2) アンプ式サイレンのスピーカーを散光式警光灯内に後向き1個（30W）及びフロント下部等の発注者の承認を受けた部位に前向きに1個（50W）を取り付けること。

5 投光器

- (1) ルーフ前方左右の発注者の指示する部位に、次の性能を有する投光器を取り付けること。

ア ランプ ハロゲンランプ（100W以上）

イ 旋回角度 360°以上

ウ 俯仰角度 100°以上

- (2) 投光器用操作器を後部室前方の発注者の承認を受けた部位に取り付けること。
- (3) 操作部の有線ケーブルは、車外（左側）からも操作可能な長さとする。

6 室内灯

- (1) LED式室内灯（蛍光灯10W相当以上）を後部室中央の天井に取り付けること。
- (2) 室内灯は、設置場所及び運転席のいずれでも点灯・消灯ができるものであること。

7 空中線受台及び無線格納装置

- (1) 空中線受台をルーフ上の発注者の承認を受けた部位（干渉を防止するため警光灯等から必要な距離を置くこと）に設け、穴あけ部には鋼鉄製又はラバー製のカバー（漏水防止に留意したもので簡単に取り外せるもの）を取付けること。
- (2) 空中線受台から運転席後部の無線機本体設置位置まで同軸ケーブル5D-FB（運転席座席底部から2mの長さを有すること）を架設すること。
- (3) 助手席コンソールボックス部分に無線機遠隔操作部格納装置部を設けること。
なお、雑音防止を施すこと。
- (4) 無線機用電源ケーブル（5sq）を無線機本体設置位置まで架設し、バッテリー正極側にヒューズブルリンク（30A）を設けること。
- (5) 無線機遠隔操作部付近と運転席後部の2ヶ所に電源中継端子を設けること。また、端子の室内側にヒューズ（15A）を正負極双方に取付けること。

8 バッテリー

- (1) バッテリーは、装備電装品全作動時でも対応できる容量のものであること。
- (2) 車両停車時に電力を使用している場合でも、常に良好な電力が供給されるよう、自動又は手動でエンジン回転数を上昇させ、その回転数を保持できるようにすること。

なお、手動で操作する場合には、その操作部をインストルメントパネルの発注者の承認を受けた部位に取付けること。

第5 塗色

白黒ツートン塗装とする。

第6 車両の表示

車両の両側面に「青森県警察」、「POLICE」及び「青森県警察のシンボルマーク

(はくちょう)」を、後面に「青森県警察」及び「POLICE」をそれぞれ記載すること。

なお、文字は角ゴシック体で左横書きに記載し、シンボルマークは車両の前方に向けて記載すること。

また、「POLICE」のステッカーについては、発注者より官給品として支給する。

第7 付属品

- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 車載用消火器 (0.5リットル以上) | 1本 |
| 2 | 警察マーク | 1個 |
| 3 | フロアマット (運転室、後部室) | 1式 |
| 4 | 標準工具 | 1式 |
| 5 | 取扱説明書 | 1部 |

第8 納品場所及び納入数量

- | | | |
|---|------|-----------------|
| 1 | 納入場所 | 青森市内の発注者が指定した場所 |
| 2 | 納入数量 | 2台 |

第9 納入期限

令和2年3月19日(木)

第10 その他

- 1 発注者が特に必要と認めた場合は、中間検査を実施するものとする。
- 2 納入車両は「登録済み」のものであって、登録から納入に要する一切の経費は受注者の負担とする。リサイクル料金は当該経費に含むものとし、重量税及び自賠責保険料は除く。
- 3 この仕様書によりがたい事項及び定めのない事項については、発注者と協議し承認を受けること。

別紙第 1

交通事故処理車提出図面内訳

- 1 全体図（指定部品等取付け部位表示）
- 2 散光式警光灯取付け関係図
- 3 空中線受台、無線機遠隔操作部格納装置取付関係図
- 4 標識装置取付け及び補強図
- 5 配線図（指定装置のみ。ヒューズ等には容量記入。）

別紙第2

交通事故処理車標識表示パターン

① 「事故」 「→ →」	交互表示	点灯・点滅
② 「事故」 「← ←」	交互表示	点灯・点滅
③ 「検問」 「→ →」	交互表示	点灯・点滅
④ 「検問」 「← ←」	交互表示	点灯・点滅
⑤ 「事故」	単独表示	点灯・点滅
⑥ 「検問」	単独表示	点灯・点滅
⑦ 「→ →」	単独表示	点灯・点滅
⑧ 「← ←」	単独表示	点灯・点滅
⑨ 「テスト表示」	LED表示	点灯

物品売買契約書 (案)

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青森県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、を除く。）契約を締結した。

(売買物品及び売買代金)

第1条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

(1) 物品の名称等

ア 名称 交通事故処理車

イ 数量 2台

ウ 規格等 仕様書のとおり

(2) 金額 ￥.

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥.)

(契約保証金)

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

(売買物品の納入等)

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

(1) 納入期限 令和2年3月19日

(2) 納入場所 青森市内の発注者が指定する場所

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

(売買物品の検査等)

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものと

する。

- 2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。
- 3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。
- 4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。
- 5 前条第2項及び第3項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受領した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかつ

たとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第13条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和元年 月 日

受注者

Ⓜ

発注者

青森県知事

三村申吾

Ⓜ

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があつた場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この葉は削除し、契約書には綴り込まないこと。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

- 1 契約金額150万円以下の随意契約による免除（財務規則第159条第1項第6号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第159条第1項第1号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 3 実績免除（財務規則第159条第1項第2号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第159条第1項本文該当）
第2条(B)、第10条(B)